

千里中央公園維持管理業務の 事業者公募（プロポーザル方式）にかかる実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

千里中央公園維持管理業務

(2) 業務の目的

本市の公園運営は、これまで急速な市街化への対応として整備に重点をおいてきましたが、一定程度の公園整備が進捗したことや、市民のライフスタイルの変化に伴いニーズが多様化したことにより、これまでの画一的な運営から個別の公園の利用特性に考慮した運営への移行が求められています。

そこで、本市では公園をまちの環境を形成する一つの要素として、公園の存在効果や利用効果を引き出すことで、公園利用者が恩恵を受けるだけでなく、地域コミュニティの形成や周辺地域への経済効果を与える魅力ある公園づくりを目指しています。

千里中央公園は、開設面積 14.2ha の総合公園で、体育館や総延長 150m のローラー滑り台などの施設があり、多くの市民が利用する公園ですが、より一層のストックの活用を目指し、令和 4 年度から民間事業者のアイデアやノウハウを導入し、公民連携により持続的かつ発展的な公園運営を進めています。

本業務は、千里中央公園でのみどりによる魅力創出の取組を進めるため、質の向上を目的に植生空間の効果的かつ効率的な維持管理を行うもので、令和 3 年度から始まり今回で 3 年目を迎えます。

(3) 業務の内容

別添「千里中央公園維持管理業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日（土）から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日（日）まで

(5) 場所

別紙 位置図 及び 平面図参照

(6) 委託料の上限

17,262,300 円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

本市が指名する下記のすべての条件を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加表明書の提出日において、豊中市入札参加資格を有し、「植物保護管理」を希望業種の優先順位第 1 位もしくは第 2 位とした本市に在所する者であること。

- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていること。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3. 日程（いずれも、令和 5 年（2023 年））

■ 実施要領等の公表	2月 6 日(月)
■ 質問事項の締切	2月 13 日(月)17 時 15 分必着
■ 質問事項への回答	2月 17 日(金)予定
■ 提案書の提出期限	2月 24 日(金)17 時 15 分必着
■ 審査（書類審査）	2月 27 日(月)～3月 10 日(金)
■ 審査委員からの質問	3月 3 日(金)予定
■ 審査委員への回答	3月 7 日(火)予定
■ 審査結果の通知	3月 14 日(火)発送予定
■ 審査結果の公表	3月 14 日(火)予定
■ 委託契約の締結	3月 20 日(月)頃 予定

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

5. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	フローラル参加表明書	・提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。	様式 1
2	提案者の業務経歴書	・提案者が、平成 30 年度以降に本市以外の自治体の総合公園の植栽管理業務を受託した実績について記載すること（元請けのみ/最大 5 業務まで/総合公園か否かは当該自治体に確認要）。 ・記載案件ごとに実績が確認できる資料等（契約書等）を添付すること（複写可）。	様式 2
3	業務責任者の業務実績調書	・資格証明書の写しを添付すること（原則、受注後の業務責任者の変更はできません）。 ・業務責任者が、平成 30 年度以降に本市以外の自治体の総合公園の植栽管理業務を統括した業務実績について記載すること（元請けのみ/最大 5 業務まで/総合公園か否かは当該自治体に確認要）。 ・記載案件ごとに実績が確認できる資料（施工計画書等）を添付すること（複写可）。	様式 3
4	業務実施体制調書	・本業務を担当する体制を記載すること（原則、受注後の体制の変更はできません）。	様式 4
5	提案書	① 業務実施方針 公園の将来のあるべき姿を具体的に設定し、そのために業務期間中に実施する業務の方針を記載すること。 ② 高木剪定年間計画書 ③ ②に対応した高木剪定箇所図 ④ ③に対応した高木剪定カルテ（剪定前後の写真は、提案者が剪定した実績のものを添付してください） ⑤ ②から④の内容を決定した理由 ⑥ 災害時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 台風など予期できる場合の事前対応 ● 災害発生した場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場に到着するまでの時間 ・ 確保する人員・機材・重機 など	(2) 参照
6	見積書	・見積書には見積金額を記載し、別紙で内訳書を提出すること ・提案者の代表者印を押印すること。	様式 5
7	公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等の有無	・該当の有無を記入すること。 ・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。	様式 6

8	事業者の概要書 (企業概要など)	・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス) は必ず記載すること。	任意 (A4)
---	---------------------	---	------------

(2) 提案書の様式

- ① 業務実施方針 : 任意(A4サイズ1枚)
- ② 高木剪定年間計画書 : 様式8
- ③ ②に対応した高木剪定箇所図 : 任意(添付の平面図を活用可/記載例を参考)
- ④ 高木剪定カルテ : 様式9(提案の剪定パターン数の枚数/記載例を参考)
- ⑤ ②から④の内容を決定した理由 : 任意(A4サイズ3枚まで)
- ⑥ 災害時の対応 : 任意(A4サイズ1枚まで)

(3) 提出部数

正本1部、副本9部(副本は、正本の複写可)。

(4) 提出期限

令和5年(2023年)2月24日(金)17時15分必着。

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(5) 提出方法

持参(月～金曜日(祝日は除く)9時～17時15分)、郵送又は宅配便のいずれかとする。郵送又は宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局にメールや電話で確認すること。

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(7) 提出先

下記「13. 提出先」を参照。

6. 質疑応答

質問がある場合は、「質問書」(様式7)をメールで事務局あてに提出すること。

(提出期限: 令和5年(2023年)2月13日(月)17時15分(必着))

なお、提出されたすべての質問の回答は、令和5年(2023年)2月17日(金)(予定)に市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお、電話での質問は受け付けない。

7. 選定方法

(1) 審査方法

- ・ 市職員で構成する審査委員会を設置し、審査する。
- ・ 審査は、書類審査とする。
- ・ 書類審査の際、各審査委員からの質問がある場合、事務局から提案者にその内容をメールで通知し、提案者は3日以内(メール通知日含む)に事務局に回答するものとする。
- ・ 審査は、(2)で定める評価項目に基づき、各審査員が採点を行う方式とする。
- ・ 審査は、各審査員が提案書等の内容を採点し、全審査員の合計点数により順位を決定する。
- ・ 審査は、全審査員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定する。

ただし、合計点数の最も高い提案者が2者以上あった場合は、当該提案者の中から審査員の合議によって、第一優先交渉権者を選定する。また、提案者の最高得点が満点の50点未満の場合は、第一優先交渉権者を選定しない。

(2) 評価項目

項目	配点	備考
1. 業務実績・担当者実績・業務実施体制	10	提案者の本業務に関する実績は十分か。
2. 提案書	10	・優れた将来ビジョンを設定し、これにあつた業務方針を提示しているか。
	10	・業務方針と整合した高木剪定年間計画となつていてか。
	20	・計画の剪定数量は、充分であるか。
	10	・計画の剪定時期は、適切であるか。
	20	・エリアごとの特徴にあつた剪定内容・数量となつていてか。
	10	・高木剪定の技術は適切か
3. 見積金額	5	・見積もり金額が妥当か
	4. 処分歴	内容に応じて減点 処分歴等について

※令和4年度の「千里中央公園維持管理業務」受託者については、事業評価に基づき、加点・減点を行う場合があります。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については令和5年(2023年)3月14日(火)に、メールにて通知する。なお、豊中市と仕様を協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

最終審査結果については、ホームページ等により公表する。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「2. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなったとき。
- (2) 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めたとき。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (5) 委託料の上限額を超える提案を行ったとき。
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠くとき。

- (7) 提案書類において虚偽の記載があったとき。
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき。
- (9) 一団体で複数の提案をしたとき。
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があつたとき。
- (11) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があつたとき。
- (12) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行つたとき。
- (13) 審査の公平性を害する行為があつたとき。
- (14) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めたとき。

9. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、業務内容を確定し、令和5年3月下旬の締結を目指す。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかつた場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- (2) 契約内容及び仕様、契約金額については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとする。また、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、本市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

10. 契約締結の業務の考え方

- (1) 除草業務については、仕様書に記載する除草回数・エリア・などを基本に、公園利用者に快適な利用空間の提供と質の高い景観の提供を行い、除草面積など量的な成果による変更契約は、原則行わず、要望や苦情の状況から質的な成果を求めます。
- (2) 高木の剪定業務については、高木剪定年間計画書に基づく作業を実施し、仕様書や提案による方針に基づく質的な成果とともに剪定本数による量的な成果を求めます。
- (3) その他の業務については、仕様書に記載する数量を基本に、公園利用者に快適な利用空間の提供と質の高い景観の提供を行い、量的な成果による変更契約は、原則行わず、要望や苦情の状況から質的な成果を求めます。

11. リスク分担

本事業にかかるリスク分担は、下記のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	豊中市	事業者
事業者選定資料リスク	事業者選定資料の誤り又は内容変更に関するもの	<input type="radio"/>	
応募リスク	応募費用及び応募図書作成等に関するもの		<input type="radio"/>
	応募図書の取扱いに関するもの	<input type="radio"/>	
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		<input type="radio"/>

法制度リスク	法制度の新設・変更に関するもの		<input type="radio"/>
環境リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壤汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		<input type="radio"/>
不履行リスク	事業者の事業放棄、破綻によるもの		<input type="radio"/>
	事業者の責めにより業務不履行となり契約解除に至った場合		<input type="radio"/>
不可抗力リスク	地震、火災、風水害、盗難、その他本市の責に帰すことの出来ない事由によって事業者が被った災害		<input type="radio"/>
金利リスク	金利の変動		<input type="radio"/>
物価リスク	物価の変動		<input type="radio"/>
事業の中止・延期リスク	本市の責任による遅延・中止	<input type="radio"/>	
	事業者の責任による遅延・中止		<input type="radio"/>
調査リスク	事前調査の間違い・漏れによる損害		<input type="radio"/>
施工監理リスク	事業者の施工監理に関するもの		<input type="radio"/>
性能リスク	事業者の施工不良によるもの		<input type="radio"/>
施設損害リスク	事業者の責めにより発生した公園施設及び第三者の施設の損害		<input type="radio"/>
利用者等トラブルリスク	事象者の施工にかかる公園利用者及び第三者とのトラブル		<input type="radio"/>

12. 留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる資料は、様式3に記載する業務責任者が作成し、本業務を受託した場合、その者を業務責任者とする。
- (2) 本業務における業務責任者とは、千里中央公園の植栽管理を統括するもので、現場作業中、現地に常駐し、公園利用者及び作業員の安全確保、適切な施工監理、工程管理について指示するものを行う。
- (3) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出等）は応募者の負担とする。
- (4) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (5) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (6) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (7) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (8) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。

- (9) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切日以降、業務に係る質問は受け付けない。
- (10) 「千里中央公園再整備にかかる活性化事業」に可能な限り協力すること。
※事業の内容については、市HPを参考とすること。
- (11) 緊急に処理を要する危険木（業務計画外のもの）が発生した際には、発注者と実施内容（費用面も含め）について協議し、可能な限り対応すること。

13. 提出先

〒560-0022 豊中市北桜塚1丁目3番1号

（事務局） 豊中市環境部公園みどり推進課

TEL 06-6843-4000

FAX 06-6845-5813

E-mail kouen@city.toyonaka.osaka.jp